

(第八部)

第七十五回

參議院農林水產委員會會議錄第六號

昭和五十年三月十八日(火曜日)

午後一時七分開會

委員の異動

竹内
藤男君

出席者は左のとおり

理事

卷一百一十五

農林

農林政務

算課長

第八部 農林水産委員会會議録第六号 昭和五十年三月十八日

農林省農林經濟局長	岡安 誠君
農林省畜產局長	澤邊 守君
農林省食品流通局長	森 整治君
農林水產技術會議事務局長	小山 義夫君
食糧庁長官	三善 信二君
農林省畜產局衛生課長	竹中 謙君
○委員長(佐藤隆君)	山本 格也君
本日の会議に付した案件	
○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)	
○委員長(佐藤隆君)	ただいまから農林水產委員会を開かいいたします。
委員の異動について御報告いたします。	
去る五日竹内藤男君が委員を辞仕され、その補欠として岩上妙子君が選任されました。	
○委員長(佐藤隆君)	家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案の趣旨説明は前回聴取いたしております。
これより質疑のある方は順次御発言を願います。	
○志古裕君	この間、趣旨説明いただきましたから、法案の内容は承知しておるんあります。まず、この豚の水胞病ですが、いろいろ説明によりますと、一九七三年の十一月、神奈川県を中心にして発生をしたといふいきさつをたどつておりますが、この侵入経路はどのような経路になつておりますか。
○志古裕君	どこから入つてきたのかわからぬといつことなんですがね、これは何か記録によりますと、諸外国でもいろいろと発生しておるようですが、ちょうど一年前にイギリスで初めて水胞病として確認をされた。日本では、これは初めて出ておるものとのようですが、諸外国との関係でいきますと、何かその辺の、あの辺で見当のつくようなものございませんか、輸入。
○政府委員(澤邊守君)	世界における豚水胞病の発生状況について御説明申し上げますと、これは一九六六年イタリアで初めてその発生が確認されたものでございました。それ以来、七年には香港次いでヨーロッパ各地、オーストラリア、ポーランド、英國、フランス、西ドイツ及びイスイスなどでの発生が報告されております。特に英國では被害が大きくて、一九七一年に初めて発生して以来、七四年の十月までに三百八十一件十六万七千頭の水胞病は昭和四十八年の十一月から十二月にかけて神奈川県、それから茨城県、それから愛知県の三県下に発生を見まして、相当数五百八十頭の発生を見たわけでございますが、初期の段階におきまして徹底した防疫措置を講じましたので、その結果その後発生を見ておらないわけでござりますが、いまお尋ねの感染経路につきましては、それぞれの地域の家畜保健衛生所を始めといたしまして家畜衛生試験場なり動物検疫所等、関係機関において豚の飼養状況あるいは導入状況、発生状況、それからえさの入手先、家畜商の出入りとかいうよくな点からいいますと、それと伴つて入ったものと思われますけれども、神奈川県への侵入の経路につきましては遺憾ながら明らかにすることができませんでした。以上でございます。
○志古裕君	どこから入つてきたのかわからぬといつことなんですがね、これは何か記録によりますと、諸外国でもいろいろと発生しておるようですが、ちょうど一年前にイギリスで初めて水胞病として確認をされた。日本では、これは初めて出ておるものとのようですが、諸外国との関係でいきますと、何かその辺の、あの辺で見当のつくようなものございませんか、輸入。
○政府委員(澤邊守君)	世界における豚水胞病の発生状況について御説明申し上げますと、これは一九六六年イタリアで初めてその発生が確認されたものでございました。それ以来、七年には香港次いでヨーロッパ各地、オーストラリア、ポーランド、英國、フランス、西ドイツ及びイスイスなどでその発生が報告されております。特に英國では被害が大きくて、一九七一年に初めて発生して以来、七四年の十月までに三百八十一件十六万七千頭の水胞病は昭和四十八年の十一月から十二月にかけて神奈川県、それから茨城県、それから愛知県の三県下に発生を見たわけでございますが、初期の段階におきまして徹底した防疫措置を講じましたので、その結果その後発生を見ておらないわけでござりますが、いまお尋ねの感染経路につきましては、それぞれの地域の家畜保健衛生所を始めといたしまして家畜衛生試験場なり動物検疫所等、関係機関において豚の飼養状況あるいは導入状況、発生状況、それからえさの入手先、家畜商の出入りとかいうよくな点からいいますと、それと伴つて入ったものと思われますけれども、神奈川県への侵入の経路につきましては遺憾ながら明らかにすることができませんでした。以上でございます。

七十頭の豚が殺処分されたというよう聞いております。ボーランドでは一九七一年各地に発生が見られたとの報告があり、オーストラリア、イギリスにおける本病の発生はボーランドから入ったのではないかとうふうに考えられております。発生各国でもいろいろ嚴重な規制措置を講じておりますが、わが国の場合、先ほど申し上げましたように、いろいろ調査をしたのでございますが、輸入豚から入ったのではないかと。あるいは輸入した豚と言いますか、その他物品、人の交流に伴って入ってきたのではないかという推定はされておりますけれども、それも追及してみたわけでございますが、明確にとらえることができなかつたということで、残念ながら不明であるというふうにお答えしたわけでございます。

○志古裕君 そつするとあれば、今後の発生予想と言いますか、そういうものほどのような検討をつけておられます。

○政府委員(澤邊守君) 今後の発生の可能性でございますが、最近のように諸外国における発生が相次いでおりますこと、それから最近におきます家畜の輸入状況あるいは人の交流という点を考えますと、今後もわが国に入ってくるという、もちろん嚴重な輸入検疫措置を行つといたしましても、入る可能性を全く否定することはできない。万全を期するつもりでおりますけれども、その再発の危険が全くなくはないということでござりますので、今回、家畜伝染病予防法の改正によりまして、家畜伝染病に追加指定することによりまして、予防措置並びに蔓延防止措置について万全を期したい、こういう考え方をお願いをしているわけでございます。

○志古裕君 そうするとあれば、今後の発生の可能性があるとすれば、やっぱり外国から入ってくるという可能性、この間発生したものが日本どこかにまだ生き残っていて、それが息を吹きかけでございます。

に指定して蔓延防止措置をとるということは、どうも適当でないという判断に立つて、現在のところ家畜伝染病として指定をしておらないわけですが。しかし、今後本病の診断法の確定及び予防液が開発された段階では、本病の発生予防のための、第二章による発生予防のための検査などか予防注射については、現行予防法に基づいて実施できることになりますので、予防対策の強化にはつとめてまいりたい、こういうことでござります。

簡単に申し上げまして、実際に症状が発現したときには、もうすでに母牛の中には病原体はいなさいということで、いろいろな蔓延防止措置をとつてみても効果がないということから、家畜伝染病予防法の家畜伝染病として指定をしておらない。予防措置は現行法についてとれるわけでござります。

○志高裕君 ちょっとこの点あまりよくわからなっていますがね。いろんな話がありますが、言うならば、わかつたときにはもう処置なしだと、一言で言えばね。わかつたときには処置なしという状態になつておるので、いまの段階では、事前に手などを講するという方法もないでの、入れてみてもしようがないじゃないかという論理なんですか、もつ一度その辺。

○政府委員(澤邊守君) 大体そういうことでござります。母牛自体は早産、死産あるいは流産を起こし、あるいは子牛が奇形で産まれてくるということでございますが、そのウイルスが、そのような母牛から症状があらわれたときには、すでにウイルスは体内から外に出てしまつておるといううことでござりますので、そういう移動を禁止するとか、いろいろな蔓延防止措置をとりましても、すでに効果がないということでござりますので、予防措置としては何らか対策があれば、現行の予防法の第二章の適用をして、検査なり予防注射等について実施できるわけでござりますので、そのような予防対策の強化に今後つとめてまいりたいということです。

○志苦裕君 そうすると、先ほどアカバネウイルスが原因だろうというので、抗体を引っ張り出してワクチンをつくるというふうな作業をしておるというが、これは断定されたかどうかわかりませんけれども、いまのところはとにかく、まだ予防措置は見つかっていないわけですね。しかし、現実に病気はこうやってあるときには数万頭、あるときには数百頭という形で発生をして、後ほど申し上げますが、確かに親牛は死なないにしても、ずいぶんと大きな打撃を受けているわけですね。明らかにたとえば、食い物が悪かつたとか何とかいうものではなくて、伝染性の疾病であることにもうこれ間違いがない。

そこで処置がないからというので、もちろん伝染病にももちろん指定をしない、あるいは六十二条でいう伝染病以外の疾病としての必要な処置もとれないというのでは、それこそほつたらかしといつことになるわけじゃないですか。これは大臣にもこの経過ちょっと聞いておってほしいのですあります。が、後ほど大臣にもお伺いしますが、いまの局長の答弁ですと、予防措置などが確立をしてくれば、六十二条で準用をする伝染性疾病あるいは伝染病そのもの、どちらかに入れて必要な措置を講ずるという意味なんですか、そこのところは。もう一度その点。

○政府委員(澤邊守君) 私のお答えが不十分かと思いますけれども、症状が出来ました場合にはすでに病原体は母牛の体内から出してしまっておるということで、いろいろな墓葬措置を講じても、すでにその意味では手おくれだということをごございまが、したがって、予防措置といったしましては、特に法律改正をしなくとも伝染性疾患一般についてすべて予防措置はとれることになつております。ただ、現在、有効な予防対策がまだ確立できませんので、ワクチンの開発等について早期に詰めまして、予防措置が、ワクチンが開発されまして、改正しなくとも、伝染性疾患であればす

○志古裕君 いまの答弁で、予防措置等が確立をすれば、この法律の第二章関係を適用をして、たとえばいろんな措置をとる、それに伴う経費の負担をする等のいろんな措置を講するが、いまところは、その予防措置そのものが確立をされておらない。これは言うて見りやあ、まあどうしようもないということになるわけですが、現実にどうですか。この佐渡を初めとして、各地でこの種のえたいの知れぬものが出て、それにずいぶんと自治体もいろんな手だてを講じたり、あるいは農家もそれなりの被害を受けたりということは現実に起きておるわけですね。これらについて私の承知しておるところでは、たとえば佐渡の家畜保健衛生所なんかは、これにもうかかり切りで、ずいぶんとんとんてこ舞いをしていましたよ。現実には、そういうことが行われて四苦八苦しているわけですが、他の伝染性疾病や伝染病を扱うと同じような、何か特別の手だてのよつたものを農林省としては講じられたんですか。

た母牛の売り急ぎをしないよう指導をいたしましたとともに、次の種つけとなるべく早くやることによりまして、なるべく損をしないようにすることによりまして、なるべく損をしないようにするような指導をしております。

また、被害農家の既貸付金——借入金ですが、借入金につきまして、償還の、そういう事故によりまして損害が出ておりますので、償還の猶予等につきまして、関係の金融機関に協力ををしてもらうよう農林省から要請をいたしております。

さらに、被害農家の生産意欲の向上を図るためには、異常産のあつた牛について人工授精用の精液の無償配布を行つということによりまして、なるべく早く種つけをして、また子供をとるというようなことを促進するような措置も講じたところであります。が、今後とも発生した地域に対しまして、発生した農家に対しましては、適切な措置を講じてまいりたいと考えております。

○志苦裕君 もつ一度お伺いしますが、伝染病予防法というのは、家畜の伝染性疾病の蔓延を防止をする法律ですね。現に牛の異常産という伝染性疾病は蔓延をしているわけです。これに、何らこの法律は有効な対応をすることができないわけですか。いまのところは、現実に起きておる伝染性疾病、その蔓延、そのための法律は何ら機能できさせんか。

○政府委員(澤守東君) 有効な予防措置ができますれば先ほど来お答えいたしておりますように、たとえばワクチンが開発されるということになれば、ワクチンの予防注射を事前にやるということによって予防措置が講じられるわけでござりますが、現在のところ、まだ開発されおりませんので、有効な予防措置も決め手になるものはない。さらに、発生してから蔓延防止につきましても、実際に死産等が出ましたときには、すでに病源体が母牛の体内から出てしまつておつて、母牛自体は彼らその後は支障がないということになりますので、蔓延防止措置、現在法律の第三章で決められておりますいろんな措置をやりましても、有効な防疫手段にならないことのため

に残念ながら、御指摘のようないくつかの有効な対策がないということで、現在予防対策、予防措置、有効な予防措置を開発するよう、試験研究機関あるいは関係の学界の協力も得て検討を進めているところでございます。

○志吉裕君 じゃあ、その有効な予防措置というのは、この間、事前にちょっとヒヤリングのときにも、ほくはちょっとと聞いたんですが、いやあ、そのうちにワクチンでできますわ、なんというようなお話をしたがね。いま有効な予防措置というのは、皆さんの技術陣、スタッフを総動員をして、いつごろまでに確立されますか、何年後と約束でございますか。

○政府委員(澤邊守君) 家畜衛生試験所等の専門家の話を聞きますと、今後まあ一カ年間ぐらいはかかるのではないかというような見解を示しております。

○志吉裕君 技術屋さんの話を仮に信用しましょう、二カ年間——この二カ年間になお蔓延をするかもしれない、出ないかもしれませんですね。しかし、いずれにしても、蔓延の可能性、発生、さらに蔓延の可能性を持つわけですが、それに対しては有効な手だけでは、率直に言うならばいまのところお手上げだということになるわけで、いまのお話ですと、牛に症状があらわれたときに、その牛をとつかまると、もはや病源体はどうかに行っちゃつていないと、いう仕掛けになつておるようになりますが、被害が出たら犯人はいないというお話のようですが、そうすると、媒体は何ですか、媒体がなければ逃げていかないでしよう。

○政府委員(澤邊守君) 蚊の一種で、それが媒介をして、ウイルスに感染をするというふうに見られております。ただ、その蚊がどういう蚊であるかということについては、まだはつきりしておりません。

○志吉裕君 蚊の一種、その蚊もわからぬと言うのですから——でも、蚊というのは大体夏出ますよね、しかし、これはあれを見ていきますと、たとえば早産牛なんかの場合には、四十八年の十二

月から四十九年の一月ごろ種つけをされたものが発生をしておるようですよ。最初のうちは、大体妊娠をして一ないし三、四カ月ごろに、何か蚊にでも食われたのがなるんじやないかと言われておったようあります。が、発生の時期を見ますと、大体夏から冬まで出でておるということになりますと、蚊に限定しておつていいんですか、見たことない蚊だから、一年じゅう生きている蚊かもしけませんが——それあたりどうなんですか。

○政府委員(澤邊守君) 現在、蚊の一種と申しますけれども、又カ蚊という非常に細かい蚊ではないかというふうに言われております。

○志呂裕君 蚊ではないか、という蚊じゃ(笑聲)まあこれはあれば。

そこで、あなたのお話を、いささか処置のない、技術的に解明できない点は、これはここでやりとりしてもしようがありませんが、ただ、この伝染病予防法が有効に作用をできないままに、現実には病気が起きて、それによつて何がしかの被害が起きる、そのことを大臣ちよつと今度あなたにお伺いをしておきたいわけであります。これは確かに親牛がそれで死んじやつて被害を受けるといふものではありませんけれども、しかし、つくる乳がとれない。こういうことからくる被害、たとえば早産牛なんかの場合でも、早産牛なんかの場合、乳は出るには出るけれども、二、三割の減収にもなりますからね。それから、流産なんかの場合には、三、四カ月か五カ月で流産しちゃうわけですから。それからまた、二カ月くらい置いて、以上いわば牛にただ餌食せるという形にもなるわけです。当然にした子供もとれない、こういう意味での被害が、現実にそこに伝染病があつて、伝染病法が機能できないままに被害が、と言いまが家畜共済なんかにもあるのであります。どう

まるべき子供が生まれないとか、生まれたけれどもかたわで使い物にならないとか、こういうものについては何らの救済措置がない。こここのところに、いま非常に問題点があるわけです。これに私は、やはり何らかの救済措置をとるべきじゃないか、こう思うのですが、大臣いかがですか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 私もこの異常産の話を聞きましたして、まことに世の中に不思議なことがあるものだと思ったわけですが、異常産をしたときには、すでに病原菌が、その親牛からいないうことでござりますので、殺処分をする、あるいは手当を出すといふうな、本法に基づく措置をとるというわけにもいかない。そこで、予防措置としては本法によつて予防措置ができるので、ワクチン等の研究をしているということをございます。が、しかし、本法に指定する、伝染病として指定をするということは困難であるということなんでございますが、確かにいま御指摘があります。が、行政上の配慮といふものを加える必要があるのではないか。こういうふうに思つておるわけですが、先ほど畜産局長も答弁をいたしましたけれど、これに対しても、具体的に措置はいたしておりますというふうな話でござりますが、融資であるのではなかつた。こういう面におけるいは行政措置であるとか、そういう面について、私も畜農家の経営の安定といつた面から配慮をする必要があるのではないか、こういうふうにも思つてございます。

○志苦裕君 ですから、そういう被害農家の既往の貸付金の償還の猶予であるとか、あるいは延長であるとか、そういう措置についていろいろ配慮されておることは非常に歓迎をいたしますが、しかし、現実はそうじやない。私は、この問題を調べているうちに、たとえば農作物などは、百とろうと思つたけれども、五十しかとれなかつたといふような場合は、いろいろとめんどうを見る仕掛け

けになつてゐます。ところが、事、家畜について
は、とれるべきものがとれない場合に、何もめん
どうを見ないといふところに、畜産にすいぶん力
を入れていながら、すいぶん手抜かりもあるもの
だな、といふふうに思つたわけですよ。であります
から、この問題は、しかも異常産だけでもいま
まで、現にもうすでに四万頭近く出でてゐるわけで
す。これはまさしくお乳がとれなかつたから、子
供がとれなかつたから、あるいは牛にただ飯食わ
したから、といふようなことで損害があるわけで
す。このことのためにも、やめたなんていう人も
いるわけですね。でありますから、この機会に、
この種のものについてのやはり救済措置といふも
のも、もう少し具体的に講ずるべきじゃないか。
何か聞くところによると、たとえば子牛の場合は
すと、これなんかは約四分の三というのは生まれ
てくるには生まれてくるのですよね、しかし、そ
れがまさに奇形であつたり、死んでおつたりする
わけです。流産といふのは大体四分の一から三割
くらいのようですね。こういうものについては、
いまの家畜生産共済に該当がないのですが、何か、こ
れは四十一年ころまでは、家畜生産共済といふよ
うなもので、養畜といわれるものの救済規定が
あつたのです。しかし余り事例も少ないし、掛金
ばかり掛けおつて、割りに合わないといふので、
これはやめちゃつたといふいきさつもあるそ�で
あります。で、たとえばそういうものの復活もあ
わせて、いま私が述べておるような事例について
の、畜産農家の救済措置といふふうなものが確立
をされてしかるべきじやないか、こう思うのです
が、いかがですか。

置であるとか、その他の行政上の配慮を加えてきています。常産で被害を受けられる農家の方々がどういうふうに対応していただか、十年前にあったわけですが、ございますから、そうした農家の方々のまたお考えによつては、こういう問題等もさらに研究をする、していくことも必要であろうと思うわけでござります。十年前にせつかく制度ができるお考えが、なくなつたということを二度と繰り返しちゃいかぬわけでござりますから、これは一回そうした異常産のある農家の方々等の御意見等もひとつ聞いてみたらどうだろ？か。その上に立つて、もう一度やるというふうなことを、御意見が強ければ、これはもう十分検討の余地がある、こういうふうに思うわけでござります。

とれば人間で言つなら難病、奇病というやうなのがありますて、何だか原因もわからぬし、有効な手当てもわからぬが、まあひとつめんどうを見ましようや、ということを現実にやつていますわね、人間の方には。私は、たとえばそういう発想で、こういう伝染病なりあるいは伝染性疾病による、そういう被害損失というものに対する救済規定というものを、それこそ農林省が真剣に畜産振興というものを考へるのであれば、考へてもいいじやないか。異常産を起しそうな農家と相談してみてなんというのじやなくて——異常産一般をばくは言つていいのじやないのです。伝染性疾病からくるそ、ういう農家の損失というよくなものに、やはりもう少し有効な手だてを考えたらどうですか、こう言つているのです。

ら、これやっぱり何らかの教説措置を講ずる——たとえば伝染病予防法に指定できるような、あるいはそれを準用でいくのか、伝染病そのものにするのか、のことは別にしまして、手当てをすることがわかれれば、それをする。まあ、それにします、という返事がありましたからこれはいいんです。しかし、それまでの間、こうやって現実に起きておる被害の救済というのは、大臣の答弁ですと、金融面等での配慮はわかりましたが、もう少し直接的な救済措置というふうなものをこれはひとつ検討してください。このことはひとつ強く要望をしておきます、この際。

そこで、さつま県長すらつと答弁していますが、本当にこれはあれですか、乳は人体に影響ないですか。現実に死産なんかした、病気になって死産して、乳は少ないけれども出ている。それを現実に飲んだり売ったりしているわけですね。これは確証がありますか、人体に影響がないといいます。

○政府委員(澤邊守君) 乳からウイルスの排出がないということをございますので、現在その乳を飲用等に使うことについては支障がないというふうに考えております。

○志苦裕君 それを乳専門に、たとえば何かに飲ましてみるとか、そういうテストは終わっているんですね。

○政府委員(澤邊守君) そのような調査は特にやつておりますません。

○志苦裕君 これ害がなければ私も幸いとしますよ。しかし、それはやっぱり安易な扱いですよ。これはこれでその牛の乳というものをテストをする、ペーパースがある。なしぢやなくて、そういうやっぱり非常に慎重な配慮というものの、この機会に、どこかでそういう研究を進めたほうがよろしいんじゃないですか。

○政府委員(澤邊守君) 先ほど申し上げましたように、現在まで牛乳の中にウイルスが入っているかどうかという検出を何回もやっておるわけでございますが、今までのところ全く入っておらないということでございますので、特に牛乳につい

○志古裕君 それは、ビールスがないことはそれで結構です。その乳を、それだけを、実際に他の動物に飲ませるという研究も、安全のために、世は安全時代でありますから安全のためにこれやるようには、これはひとつ要求をしておきます。

そこで、先ほどのほうにもう一遍戻りますが、いまの異常産の場合には、仮に伝染病に指定し、法定をしようと、しまいと有効な手立てがないんで、という話はわかりましたが、一般的に伝染病と伝染性疾患、特定の伝染性疾患のうち、病氣を法定をする基準は何ですか。

○政府委員澤守君) 家畜伝染病予防法によります家畜の伝染性疾病というのは、病原体によつて家畜から家畜に感染するすべての疾病をいうと、こういうふうに考えておるわけです。その中で家畜伝染病といいますのは、広い意味では伝染性疾病の中にもちろん入るわけでございますが、その中の特に家畜伝染病として指定しておりますのは、家畜伝染性疾病のうち、法律で特定の家畜について指定をすることにして、現在二十四種類ということになつておるわけでございますが、その二十四種類の家畜伝染病については、病性、それから伝染性、予防治療の方法の有無、家畜の飼養状況等を勘案して、公益的な見地から見まして畜産に及ぼす影響が大きいという疾病を特に指定をするものでございまして、指定をされると、強力な蔓延防止措置がとり得るということになつておるわけでございます。なお、家畜の伝染性疾病につきましては、家畜伝染病を含めましてそのすべてについて検査とか、注射とかという一定の発生予防措置は講ずることができるようになつておるわけでございます。

○志古裕君 要は被害が余り大きくなりそうなものは法定をするということのようですが、たとえばさつきのように、打つべき手もわからぬから法定をしないというのは、何か余りはつきりしないようですが、たとえばこういろいろ記録見ますと、

ざいます。

○志吉裕君 私は、いまのお話を聞いておつても、あんまりどうも——地方財政問題というのには、農林大臣も農林省当局も実はあんまり配慮が及んでおらないということをしみじみ感ずるんですよ。私は専門家じゃありませんけれども、地方財政問題にかけては今まで田舎の議会で取り上げてきましたからやりますが、やっぱり事業を担当しておる所管のところはずいぶん、そういう点については気楽にやっているものだな、という気がするのですから、ひとつこの際、たとえばいまの畜産保健衛生所法の第七条と地方財政法の一条、十八条、それから十条の一、二、三、一一、一二、三四ですね、こういうものとの間にはずいぶん矛盾があるようですから、農林行政全般にわたるこういう法の規定の上での見直し、整備などいうものをこの機会に——何でも見直し時代のようありますから、ひとつ手をつけてほしいと思つんですね。

そこで、四十九年度に行つた起過負担実態調査

の資料を皆さんのことろで提出できますか。

○政府委員(岡安誠君) 四十九年度の実態調査は、大蔵、自治、農林の三省の共同調査でござりますので、ほかの大蔵、自治省とも相談をいたしまして、提出できる段階ならば提出いたしたいと思つております。

○志吉裕君 委員長、これは、いま三省調査と言つていますから、相談してみると、とりあえず、行つたのは農業委員会と農業改善普及事業のようですね。これはやっぱり委員会としても、できれば提出できるように計らつてほしいんですよ。

○委員長(佐藤隆君) ただいまの資料要求につきましては、農林省を含めて三省で相談をされた結果を理事会に御報告をいただき、理事会で取り計らいをいたします。

○志吉裕君 で、先ほどの資料出ましたか。

○政府委員(澤邊守君) 交付税に算入されております給与は、所長が二百九十四万円、所員が二百

二十四万円になつております。

○志吉裕君 手当は幾らですか。——研究費は。

○政府委員(澤邊守君) 手当も全部込みでござります。

○志吉裕君 手当も込みですか。——交付税の計算の基礎になつてますのは、所長二百九十四万、所員二百一十四万。すると、現実の、地方自治体における該当事者の賃金は幾らになつてますか。

○政府委員(澤邊守君) 全国の保健所の職員の現実の給与額については把握をいたしております。

○志吉裕君 それがいかぬのですよ、それが。実態が幾らであるかもわからぬで、適正なのは幾らであるかもわからぬで、一方的に組んでおいて、半分見ているという言いようというのが、積もり積もって、ずいぶんとやっぱり自治体財政にしわが寄つてゐるわけだ。自治体財政のしわといふのは、またもとへ戻つて、農林行政そのものがスムーズに進行できないという、そういうはね返り方をするわけでありますから、これはやっぱり

地方法政の十八条で言つような、必要で十分な金額を基礎として算出をするというところに戻りませんと、これは非常にウエートの少ない——畜産保健衛生所について私は話をしていますけれども、これが農業改良普及事業であるとか、あるいは農業委員会であるとか、そういうところへいきますと、ずいぶん施策の上では大きいものになるわけですよ。これは大臣、そちの方は自治省あたりでしかるべき計算をしてくれるんだから、お方は知らぬという考え方の方は一ときしてください。

いや、どうですか。幾らで働いてるかわからぬじや困るでしょ。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 今日の行政の中でも、自治省が交付税等についても算定基準は決めることになつておるわけでござりますから、一応も行つた方がよろしいようあります。時間がござつたので、そろそろやめます。

最後に一つだけ。獣医師の教育期間の六年制と

省としても、農林行政に直接に関係のあることでございますから、やっぱり実態の把握には努める必要がありますから、やつぱり実態の把握には努める

必要がありますから、やつぱり私は、獣医師の畜産の振興あるいは畜産衛生、そういう面につきまして占める社会的な役割りというのは非常に大きいと思います。そういう意味において、

現在の四年制度を六年制度にする必要があるのでなければ一貫した国行政にならないわけです。国と地方との関係が確立をできないわけです。

○志吉裕君 実態の把握をして、交付税を計算をするところにそれが反映されなきやだめだ。でなければ、きょうのところは問題提起だけにやめておきますが、皆さんもわからぬようですが、たとえば獣医師の、畜産保健衛生所に勤める獣医師の研究費というのは、四十九年の交付税の中では月六千五百円組み込まれています。六千五百円といふのは、——同じ農業改良普及員で獣医師がいます。農業改良普及員は一二%の調整手当がついてます。十万円とすればそれで一万二千円です。大体まあ十三万円ぐらいでしようから、大体倍以上手当が現実にはついてるわけですね。同じ獣医師で、絶えず協調して仕事をして農業改良普及所と畜産保健衛生所が隣合わせである施設だつてずいぶんあります。で、ずいぶん差があるわけですね。こういうあたりでも僕は畜産局あたりが第一線のそういう——これが防疫費にもなるわけあります。でも、ずいぶん差があるわけが悪い、このように思つんですが、これらの均衡ある取り扱いを大臣、ひとつ早急に手がけてください。

○國務大臣(安倍晋太郎君) まあ十分研究してみます。

○志吉裕君 あなたは研究と言うが、研究機関でも行つた方がよろしいようあります。時間がござつたので、そろそろやめます。

最後に一つだけ。獣医師の教育期間の六年制と

おりませんし、また、当局側でも、済んでしまえばそれほど責任を感じてないようなさきらいがあります。ですから、私は、今後は、この問題の後、追跡調査みたいなものはちょっとやつても、委員会で附帯決議を行つておるわけなんですよ。

まあ大体私は、最近この附帯決議というのが議決のときのセレモニーになつていて、観もありましても、そして当局側はその努力をする旨の声明をされて終わつておるわけですが、院の方でもその後の追跡調査みたいなものはちょっとやつても、おりませんし、また、当局側でも、済んでしまえばそれほど責任を感じてないようなさきらいがあります。ですから、私は、今後は、この問題

に限らず、附帯決議というものを少し追つかけて調べてみたいと思っておるんですが、その手始めにこの四十六年の三月本院の農水委員会でもつて

行いました附帯決議の内容について、その後の処理状況がどうなつておるかというのを、これは本當は責任者の大臣からお伺いすべきでしょけれども、そういうふうなことは申しませんから、どなたでもそれぞれ担当の方から項目別に御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(澤邊守君) 四十六年の三月二十三日

参議院の農林水産委員会におきます畜産伝染病予

防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議を行なうことなど」という項目につきましては、四十七年度からそれまで市町村あるいは農協等の単位に組織されておりました自衛防疫団体、まあ協議会といふような名前で呼んでおったのが多いと思いますが、それを都道府県を単位とした家畜畜産物衛生指導協会というものに統合いたしまして、国はその協会の財政的な基礎を確立をするために、事業団から、畜産振興事業団から協会に対して出資をすることにいたします。これは四十八年度よりやつておりますと、一協会当たり平均一千五百万円、約三分の一の出資をすることにいたしまして、一部の協会につきましては、出資が五十年に延びるものもございますが、大部分の協会に対しましては、四十九年度までに出資を終わっております。現在我が協会の実施までのところまでござりますが、それに対しまして、四十五の県に協会ができるわけでござります。その協会の行います家畜衛生知識技術の普及及び豚、鶏、牛の特定疾病に対します予防事業——予防注射でございますが、それに対しまして予防液あるいは技術料等について助成をすることによって協会のこれらの事業の推進を図つてゐるところでございます。その結果、協会の実施になりました事業は、四十八年度には、四十五都道府県で豚コレラの予防注射九百六十六万頭、鶏のニューカッスル病の予防接種延べ一億八千八百五万羽について予防注射の事業をやっておるわけでございます。これらの自衛防疫事業というのは、今後の畜産を伸ばしていくために非常な重要な事業でございますので、今後ともその育成強化には努力をしてまいりたいと思っております。

は、現在の動物検疫所によりまして輸入検疫をやつておるわけでござりますが、これは一本所、五支所、十一出張所、三分室というのが主要な海港あるいは空港に設置されておるわけでござります。その検疫施設等の整備につきましては、この附帯決議いたぐ前の大四十五年度度から三ヵ年計画で主要な輸入港、横浜と神戸でございますが、そこの検疫所の施設整備を進めましたし、さらに四十六年度に成畜の輸入が自由化されました、それに伴いまして輸入頭数がふえるという見込みがございましたので、博多の出張所を四十六年から一ヵ年計画で整備をいたしました。さらに成田空港の開港に備えまして、四十六年度度から三ヵ年計画で係留施設の設置をいたしております。これらによりまして、現在全国主要海・空港十二カ所の係留施設で同時期に、牛馬換算で約一千五百頭の係留検査を実施する能力を有するに至っております。さらにはこれらの係留施設のほかに、検査機器の充実とかあるいは防疫官の増員とかというようなことを図つて海外からの悪性伝染病の侵入に備えようとしておるわけでござります。

それから、殺処分手当につきましては、先ほどお答えいたしましたように、実勢価格の推移を見て牛・馬・豚につきましてはその検討を進めておるところでございます。

それから四番目は、試験研究関係の拡充強化でござりますが、これは家畜衛生試験場を中心いたしまして試験研究費の充実と施設の拡充を毎年図つておりますが、特に口蹄疫等侵入のおそれがあります悪性伝染病につきまして、五十年度から研究室を一研究室ふやすというようなことも五十年度予算において計上しておるところでござります。

豚及び鶏の共済制度につきましては、これは現在実験的な実施を、制度を検討いたしておりますところでございます。

次に、六番目の獣医師の農村定着化と待遇改善を行つうということにつきましては、今年度から無獣医村の獣医師の定着化を図るために、四カ所に

ついてモデル的に施設の設置、宿舎を含めまして診療施設、診療所、宿舎の設置に對しまして助成をする、新しい事業を五十年度から開始をすることで予算を計上して現在御審議をいただいておるところでございます。

保健所の充実につきましては、先ほどの助成規定にも基づきまして施設、機械、器具の充実につきまして毎年計画的に予算を計上いたしまして助成をいたしております。

○神沢淨君 答弁はそういうことでしようけれども、まあ余りこういう、これだけはと言つて、胸を張つてお答えになられたような個条はなかつたじゃないかと思うのですが、その第一の自衛防疫の問題ですけれども、いまお答えがありましたように、まあ各府県に衛生指導協会というのですか、であると。ところが、これが私の聞き及んでいるところでは、国が三分の一ほど出して県が三分の一ほど負担をして、残りを市町村や農業関係団体がまあ三分の一というよつた仕組みになつてはいるようですが、これはなかなかやはり金のことでござりますから、国あたりが率先をして出せば、以下これにならうということになるでしようけれども、余り率先をされぬようで、したがつて、私は山梨ですが、山梨などの例を聞いてみますと、何か全体で三千万くらいのものにしかならない。そうしますと、正直言つてもう人件費でいっぱいみたいな事情であつて、さつき四十五府県においてこういう事業が行われたというよつた御説明がございましたが、まあ実際には、いわばこの団体がつくつてあるにとどまつて、なかなかここに掲げておるよつた「自衛防疫の推進」というよつたなければ、実際には自衛防疫推進の実というものは上がつていかないのではないか、態勢を強化しよんでいるわけなんです。でやっぱりもつと国がます率先をして財政援助をやっていくということになると、いうよつた感じを強めているところです。それらの点に今後さらなどのよつた姿勢でもつて対応

○國務大臣(安倍晉太郎君)　自衛防疫事業は、国、都道府県の行う家畜防疫事業とともに伝染病予防のためのきわめて重要な部門を担当するわけでございまして、先ほどから局長が申し上げましたように、協会の出資の三分の一、一千万を補助いたしまして防疫事業を推進いたしております。ございますが、これはきわめて重要な部門でござりますので、今後ともその育成強化のためにひとつ力を注いでまいりたいと、こういうふうに考えておるわけでござります。

○神沢淨君　それから共済の問題ですね、これは検討中のお答えだったのですから、とにかく一番ふえてているのは豚と鶏ですからね、畜産の中です。これはもう異常にふえているわけですね。牛は横ばい程度。いただいた資料を見ても、ヤギ、綿羊などは減って、馬もいなくななり、非常に増加しておるのは豚と鶏ですから。その一番増加しているところの、日本畜産の伸展の柱になつていて、ようなこの豚とそれから鶏の共済制度というやつが、これなかなか進まない。私も、実は共済事業には多年関係してきてもらいますから、技術的にむずかしいということは決してわからぬわけじやありません。ありませんけれども、しかし農政として考える場合に、とにかく畜産三倍、果樹一倍というようなことで、今まで選択的拡大が図られておるこの畜産の中でもつて、ふえておるのはこの豚と鶏だけなんですから、その共済制度というのがいまに手がつかぬというようなことは、これはどうもまことに憂慮しなきやならない問題だと、こう思つんですが、どうなんんでよろしく。もうちょっととこの点についてはその後の経過、検討の経過、そつき検討中とこう言われたで、すけれども、検討の経過、これから見通し、さらに今後どう処していくかという考え方などを局長並びに大臣から伺ひしておきたいと思う。

○政府委員(澤邊守君)　共済制度につきましては、直接には農林総務局の方で担当しております

ので、私の方で承知しておる限りのことと申し上げたいと思います。

肉豚につきましては、四十三年度まで調査研究を行つた結果、一応の制度試案が得られましたので、四十四年、四十五年度において試験調査を行つたわけでございます。四十六年度以降はこの試験調査の結果に基づいて制度化の検討を行つてゐるところでございますが、五十年度においても引き続きその制度化の検討を継続をするということになつております。

鶏についても四十四年度まで調査研究を行つて、鶏についても四十六年の兩年度において試験調査を行い、四十七年度以降その結果に基づいて制度化の検討を行つておるところでございますが、これにつきましても五十年度はなお制度化の検討を引き続き行つて、こういう予定になつております。

現在までのところ、問題点としてわれわれが聞いておりますのは、肉豚、鶏とも保険需要がどの程度出るであろうかと。先生いま御指摘になりましたように、非常に規模が大きくなつて大規模な多頭飼育になつておりますと、自分の經營の中で一種の保険、自家保険と言いますか、そういうようなことができるわけでございますので、二頭飼っている場合はその点は違つわけでござりますので、これが果たしてどの程度入つてくれるかという保険需要の点でお検討すべき点があるといふように聞いております。また、事故の範囲、病気の原因をどこまで広げるかというような問題、あるいは損害評価の具体的なやり方につきましてなお問題があるということで、これらの問題について経済局で五十年度引き続き検討を行つておるところです。

○國務大臣(安倍晋太郎君)

畜共済の拡大につ

きましては、いま局長が答弁をいたしましたよう

に、検討をいたしておりますし、五十

年度にはさらに調査費もつけて検討を進めるとい

う段階にあるわけでござりますが、いま御説明を

申し上げましたように、技術的にいろいろと問題

もあるようございますので、これはさうに銳意げないと思ひます。

肉豚につきましては、四十三年度まで調査研究を行つたわけでございます。

○神沢淨君 それ以上の御答弁はちよつと無理だ

えど思ひますからやめますけれども、大体私は、

日本の共済制度というのは、保険ともつかず、保

障ともつかず、何かその途中、まことにほんばみ

迎されない、その実効がらないというような点が

一つの障害だと思うのです。本当に日本の農業の

再建というものを安倍農政が目指す以上は、この

これは共済という問題を自然災害あるいは病虫害

というふうなものから守るのは、これは日本の農業にとってきわめて重要なことでありますので、

それは私いたいた資料を見ますと、さつきも触れ

ましたように、豚や鶏などを軸にして相当の頭数

の増加といつもの年はここ近年行われている。とこ

は、小さな機関が分散しているよりは、ある程度まとまって専門を分担した方がいいと、こういう

考え方で技術的高度化、専門化を図りますために

は、横ばい、こういう

ことなどをやつてきたわけでございます。その結果、統合前は五百八十六カ所でございましたのが現在

は二百一カ所ということで半減以下になつておる

わけでございますが、これは普及所と同じような

合併のため七ヵ年計画で広域保健所に整備するとい

うことを行つたわけでございます。その結果、

統合前は五百八十六カ所でございましたのが現在

は二百一カ所と

いふことです。

○政府委員(澤邊守君)

家畜保健衛生所は法律に

基づきまして、地域における第一線の家畜保健機

関だということで設置をされているわけでござい

ますが、最近おきます家畜の飼養頭羽数の増大

に伴いまして、家畜衛生技術の高度化あるいは専

門化の要請が非常に強くなつておるということに

かんがみまして、四十一年度からいわゆる広域統

合のため七ヵ年計画で広域保健所に整備するとい

うことを行つたわけでございます。その結果、

統合前は五百八十六カ所でございましたのが現在

は二百一カ所と

いふことです。

○神沢淨君 まあ時間の制約がありますからね、

これらは問題はまたいすれかの機会でもつて少しあります。

○政府委員(澤邊守君)

御見解はどうですか。

こうというよつなことは、これは、ほど遠いんじやないかとこう思つのですけれども、その辺の返すというよつなことによりまして、迅速適確な

防護体制が整えられるよう努めをしているこ

とでございます。

○神沢淨君 まあ時間の制約がありますからね、

これらは問題はまたいすれかの機会でもつて少しあります。

○政府委員(澤邊守君)

御見解はどうですか。

○神沢淨君 まあ時間の制約がありますからね、

これらは問題はまたいすれかの機会でもつて少しあります。

○政府委員(澤邊守君)

防護体制が整えられるよう努めをしているこ

とでございます。

○神沢淨君 まあ時間の制約がありますからね、

これらは問題はまたいすれかの機会でもつて少しあります。

○政府委員(澤邊守君)

ふうなものについては、最近は、いわば畜産公害などと言われて住民側との間にも相当のトラブルなども多くなってきて、それが畜産の進展を阻んでおるような状況もふえてきておるようになりますので、この際ひとつ日本農政としてもそこに大きく関心を傾け、着目をしていただいて、思い切つてひとつその点に金をかけていくような、そういう障害を除去していくような政策をおとりになることが私どもは、大変大切なことだ、こう思うのであります。が、ひとつ大臣の御見解を承つて私は以上で質問を終わります。

○國務大臣(安倍晋太郎君)　いま御質問がございました畜産の環境保全、さらにこれと関連をして、これを畜産の振興に積極的に結びつけていくといふお話をございまして、私もこの点についてまことに同感でございます。私も千葉県に参りまして、鶏ふんの乾燥をしておる農家を視察したことあるわけでございますが、この農家は畜産の乾燥機等に大変工夫をこらした乾燥機を使つております。周辺からもあまり苦情が出ないということで、大麥有効に鶏ふんを使つておるようでございます。で、確かにいま御指摘がございましたように、最近の農業で土づくりが大事でございますし、有機肥料を積極的に活用していくということが土壤をよくするという上におきましても非常に重要なことでござりますので、そういう点につきましては、畜産農家とやはり一般の農家との間の連結をもつと効果的に、効率的にいけるよう、これは行政の面でも考えていかなければならぬ。こういうふうにも思うわけでございますし、まあ現在政府としても、畜産の環境保全のための予算措置等も講じてはおるわけでございますが、今後この問題につきましては、わが農業のこれから 土壤をよくしていくという問題とともにからんでくるわけでございますので、積極的にひとつ取り組んでまいりたいと考えておるわけでございます。

○原田立君　質問がちょっと前と重複する面が出ます。

○政府委員(澤邊守君) 豚の水胞病は四十八年の十一月に茨城県、それから神奈川県に初発をいたしました、十二月には愛知県下においても発生を見ましたが、初動防疫の徹底によりまして、この三県で五百八十頭発生したのにとどまりまして、その後、発生の蔓延を防止することができたわけです。

この病気は豚水胞病ウイルスによって起ころるものでございまして、その症状は四十度以上の高熱を出す、発熱をする。それから指間といいますか、指の間ですが、それからひすめの蹄間部、それから鼻の先、舌だとくちびるに水胞ができまして、これがつぶれて潰瘍になる、物が食べられなくななるということ、食欲不振になつたり、あるいはひつこをひいたり、起立不能になるというようなことで、その結果、発育不良、それから肥育能力が非常に減退をするということで、経済価値も非常に下がるということで、そのような症状で、海外の悪性伝染病として一番その防遏に努力しております口蹄疫にやや類似をしております。口蹄疫ほど病勢は強くございませんけれども、やや似たところがございまして、われわれもいたしましては、発生当時、非常に心配したわけでございますが、口蹄疫ではなくて豚水胞病であるということで、蔓延の防止に努力をしたわけでござります。なお、びらんして潰瘍になりまして、そこに細菌と化膿菌が二次感染するというような場合になりますと、症状はもつと重くなるというようなことでございますが、死亡するといつものは比較的小ないというふうに、諸外国の場合でも、わが国の場合でも見られております。

この病気の侵入経路につきましては、當時発生地域を管轄いたしております家畜保健衛生所、それから家畜衛生試験場、動物検疫所等を勤務いたしまして、発生地域を中心いたしまして、その導入状況、あるいは病気になつた豚の発生状況、

それからえさの購入状況、どこから購入したのか、あるいは家畜商がどういうよな出入りをしたか、というよなことをいろいろ調査をいたしました。最初に出たのが神奈川である。他の茨城、愛知はそこから伝染をしたということはわかりましたけれども、神奈川が果たして海外から入ったものであろうという推定はされていますけれども、いつ、どこから、どういう経路で入ったかということまで明確に確認を得ることができませんでした。さらにその後家畜衛生試験所が二回にわたりまして、全国的な抗体調査というものをやりまして、その結果、わが国には現在のところ、豚水胞病はないというふうに確認をしておるところです。

○原田立君 まあ、初動活動で五百八十頭にとどまつたということは大変結構なことだったと思うんですけども、いまのお話ですと、まだ感染経路あるいは原因がはつきりしないというところに一抹の不安を感じるわけなんですねけれども、まあ一昨年の話でありますから、その後ずっと研究してこられただろうと思つんですが、原因不明では、再発するという恐れがまだ多く残っている。こういう恐れを持つわけであります。で、検疫体制の強化と再発防止のための対策が必要であると思つんですが、その具体策についてはどうなのか。それから、一応五百八十頭でとどまつたのは大変結構なんですけれども、もしおくれたらどんなふうな状況が起きたんですか。

○政府委員(澤邊守君) もしこれが五百八十頭にとどまらず、周辺地域に蔓延をいたしましたとすれば、英國等では七二年に発生以来、昨年の十月までに十六万七千頭も発生したというよな記録がございますので、わが国の場合も、初動活動の失敗をしてかした場合には大変な問題である害を生じたのではないかというふうに推定をされます。

うと思うんです。そこで、やっぱりどうしても原因をはつきりしなきゃいけない。局長のお話の中では、あるいは外国から入ってきたんじゃないかなというようなお話をちらつとあつたんだけれども、そちら辺の推察はどうなんですか。

○政府委員(澤邊守君) まあ侵入経路は、感染経路は明確に把握できなかつたということを申しますけれども、まあ恐らく海外から、今までなかつた病気でござりますので、海外で最近発生しているということから考えますと、恐らく海外から何らかのものに付着をして入ってきたというふうに見ていいのではないかと思います。したがいまして、われわれいたしましては、海外の発生状況等につきまして十分、常時情報を収集いたしまして、さらに輸入検疫を徹底をするということ、それからさらに、前回の場合は家畜伝染病に指定されておりませんでしたので、六十二条の規定を適用いたしまして家畜伝染病と同じような蔓延防止措置をとつたわけでございますが、これはやはり政令を定めないと発動できませんので、そういう意味では今後も侵入するおそれがあるといふことを考えまして、今回初めから家畜伝染病として指定をするということによりまして、発生後の敏速な防疫に遺憾のないようになつたといふふうに考えておるわけでございます。

○原田立君 それは賛成なんですよ。別にそれは反対しているわけじゃない。ただ、原因不明あるいは何らか外国から入ってきたんじやないんだろうか、というようなあいまいな表現だから非常に心配をするわけです。外国から入ってきたんだと、その初動活動をして成功したんだと、だから今後そんなことはないよつて伝染病に指定して水際作戦を際立つてやるんだと、こうなればつきり安心するんですよ。あなたはつきり言わないから、何度も何度しつづく聞いているわけです。

○政府委員(澤邊守君) わが国ではこれまで発生したことなどがなかつたわけでございますので、これは外国から何らかの経路を通じて侵入したというふうには推定されるわけがありますが、具体的に

どのよ^うな感染経路を通じて、いつ入ったかとい

か

うことまでは確認できなかつたという意味でお答えしているわけでござりますので、海外から入ってきたということはほんば確實というふうに見て差し支えないと思います。

○政府委員（小山義夫君） 行政面でのいろんな対応策もあろうと思ひますけれども、私の方でこの問題に取り組んでおります研究面の方についてのお答えを申し上げます。

○原田立君 今度は——昨年の場合には家畜伝染病に指定されていなかつたので、その感染経路等が、その調査についてや不十分だつたと、ういうことになつてゐるわけですがれども、今回この法案は恐らく通るでしょ、ほくらも賛成ですか。で、この法案を通した後は、豚水胞病についての体制づくり等はどういうふうに考えていくんですか。ただ指定しつ放しでは何にもならんじないかと思うんですがね。

先ほどから答弁がございましたように、この病気は非常に口蹄疫に似ておりますて、この前入できませんときには一体その口蹄疫ではないのかどうかという点に非常に疑問を持つたことと、それから初めての経験であったというふうなことで、この水胞病の病原菌の検出に非常に手間をとったわけでございます。しかし、これが一つの経験になりまして、今後この豚水胞病についての病原菌の並びに診断法の確立が一応現段階でできてしまつました。

蔓延防止の措置がとり得るわけでござりますが、具体的には、発生したまゝ之場合二、漏難、

しかし、今後の問題といったしましては、それをより迅速、的確に見る二つの診断法の確立

畜の自殺し、争うしながるが其の合間に附着する
るいは畜舎等の消毒なり焼却なり埋却の措置がと
られることになりますし、さらに、特に必要な場
合には、一般の通行の遮断までしたり、あるいは
畜舎の移動制限をしたり、患畜なり疑似患畜につ
いては殺処分をする、それに対して手当も出す、
その他、周辺の家畜なり農家につきましては検査
をしたり消毒を命ぜるというような各種の措置が
とられるわけでござりますので、それらが当初か
ら伝染病に指定されておりますれば、機を失せざ
やれるということになるわけでございます。で、そ
れらのこととあわせまして、先ほど申しました
ように、海外の情報を絶えず収集をいたすことによ
つて未然に防止する、それからさらに、家畜検査

より迅速的確にやるといいための詮説法の確立を目指しておることが一つと、それからもう一つは、予防液、すなわちワクチンでござりますけれども、ワクチンがこういう新しい今まで日本にない病気なんですか、ワクチンがいまのところできておりません。このワクチンにつきましては、ほかのワクチンと違いまして、この病原菌が血液の中で流れしていくのではなくて、腸の粘膜に出来るというふうなことで、それに効くようなワクチンというのは非常につくり方がむずかしいわけでありますけれども、家畜衛生試験場の総力を上げていまこの問題に取り組んでおります。

研究の体制といたしましては、口蹄疫とこれが非常に似ておるものでございますので、口蹄疫の研究

疫、輸入検疫を厳正にすることによりまして海外から侵入するのをできるだけ防止をしていくといふような措置は嚴重にやってまいりたいと考えております。

研究室でとりあえず、むしろいまは、こちらの隊水胞病のところに研究の内容を傾斜して、かつてはそれでも人員が十分でございませんので、いま予算の方を、国会で御審議を願っております五十年度予算案の中において、口蹄疫並びにこの水胞病を検討、研究をいたします研究室の増設をお願いをしておるわけでございます。

○原田立君　要するに、具体的な数字は何も出てこないんですね。検疫関係の予算は、今度の豚水胞病を指定した場合について幾らだけの増額をいたします、そういう予算をいま国会に出していますとか、あるいは豚水胞病を指定したんで、こういう施設をつくりたいんです、と、いう具体的な答えが出ていない。それいかがですか。

○政府委員(澤邊守君)　いつ、どの程度発生する

定額はどのよつにして行われてゐるのか、これを聞きしたいと思つてゐるわけなんです。で、法律ではいろいろと決められており、先ほど質問であつたようでありますけれども、現実と実際と違つので、これをアップし、評価額のアップを図る必要があると思つし、また改正すべきではないかと、こういふことで聞いているわけですね。○政府委員(澤邊守君) 現在教處分手当金の最高限度額は、牛については二十六万円、馬について

病ことはございませんが、それだけじゃございませんので、全般的に家畜伝染病予防費の中でそのときどきに発生した伝染病に対する予算を使いながら、子防措置なり、あるいは蔓延防止措置をとつているわけでございます。その意味で、特に豚水胞病についての予算計上はいたしておりませんけれども、全体の家畜伝染病予防費の中で、しかも人的な体制といったしましては、家畜防疫官というのを年々ふやしておりますので、家畜防疫官と申しますのは、輸入検疫関係を担当しております開港にいる検疫所の職員でござりますが、これらも整備によりまして侵入を防止するということをおわせて実施をしていきたいというふうに考えてお

要するに私はなせ言つてしるかといふは因がまだはつきりしない、感染経路、侵入経路がはつきりしないという、言つてみれば未知の病気なんだな、伝染病なんですね。だから、もしこれがまた再び侵入していくようなことがあれば、非常に恐しい立場に立つんだ、だから、それはがちっととした体制をとれと、こう言つてゐるわけないだ。これは答弁は要らない。一応意見だけ言つておきますから。

じゃあ次に、生育時の農家出荷時における家畜の価格は幾らぐらいですか。先ほどちょっとお答えがあつたようだつたけれども、牛、豚、鶏等の、伝染病にかかるたどきに幾らで賣い上げるかといふ問題なんですよ。それで評価額の算定及び

なんだから、ばやっとしていれば十六万頭もやられちゃうという事例がある。これは初動捜査で五百八十二頭でおさまったということは大変結構な話なんです。それで伝染病に指定した、そうしたならば、何らかの体制づくり、予算だってふやし、施設だってもつくり、そつとしてやつていかなきやいけないんでしよう。それをさつきから言ってるわけなんです。じゃあ具体的に、いまでは、口蹄疫関係の予算がこれだけでしたと、今度は豚水胞病を指定したんで、これだけ上のせしました、というような何らか具体的なそういう手当て、それを聞かしてください。——いいですね。もう時間がないんだから、すぱっと答えてくださいよ。

○政府委員(澤邊守君) 家畜伝染病予防関係の経費なり人員等は、これは伝染病の性格上、いつ、どれだけ出るかということは、あらかじめ各伝染

かということは予測できませんので、一般的な家畜伝染病予防費の中で、そのときどきに発生したもののに対しても予算を使って実施をしておりますので、特に水胞病についてこれが伝染病に指定されたからというので、あらかじめその予算項目をふやして特別に計上するというようなやり方は、これまででもあらゆる伝染病についてやっておりませんので、そのような予算措置なりあるいは人員の措置はしておりませんけれども、輸入検疫について申し上げれば、一般的に検疫体制の中での人員をふやしておりますので、その中で検査項目チェックの項目として水胞病を加えていくということによりまして、海外からの侵入は防いでいくということになるわけであります。

○原田立君 非常に答弁に不満足ですけれども、時間がないから終わりにしましよう。

要つて、今まで言つて、もう二、三回、長い時間であります。

は五十九万円、豚については三万円、鶏は九百円等、その他もござりますが、定めておるわけございません。この最高額につきましては、先ほどもお答えいたしましたけれども、最近の市価あるいは評価額の実績等から見まして、牛、豚、馬については、この最高限度をはみ出るものが出でまいりますので、その改定について検討をいたしました。さうに考えております。

○原田立君 先ほども検討、検討ということであつたんだけれども、検討じやなしに、現行にマッチした評価額のアップを図る必要がある、これはあるんでしよう。

○政府委員(澤邊守君) 子算全体の中で、どの程度引き上げが可能かと、ことも含めまして検討いたしたいということを申し上げておるわけであります。

○原田立君 要するに、評価額の算定が高いのじやないか、だからもつと高くしようと、こういうことを言つているわけなんです。高くしますといふうに返事しますか、局長。

○政府委員(澤邊守君) 御趣旨の点はよくわかりますので、引き上げる方向で、まあ子算の問題もござりますので、検討いたしたいと思っております。

○原田立君 上げるとことのよう受け取つております。

それから次に、死体焼却の義務について、第二十二条の「焼却等の義務」の中に、「当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。」とあります。が、私しきうとなんによくわからないのですが、どういうものは焼却し、どういうものは埋却するんですか、御説明願いたい。

○政府委員(澤邊守君) 特にどういうものがどちらでなければいけないということでなくして、焼却または埋却いずれかの方法で病原体が伝播しないように処理するということを命ずるわけあります。

うことで、家畜伝染病と指定されたようなものが心配ないのかどうか。そういう指定を受けたのはやはり焼却するということが一番いいんじゃないだろうかと、しろうとを考えながら思うわけなんです。

○政府委員(澤邊守君) 専門の担当課長からお答えさせていただきたいと思います。

○説明員(山本格也君) 焼却または埋却にはそれの方針を定めた基準がござります。たとえば埋却の場合でございますと、死体を埋める穴は一メートル以上掘らなければいけない。それから土に土をかぶせる場合等も、その前後に消石灰を散布をする。それから一定期間、この豚の水胞病の場合でございますと、三ヵ年間はこれは発掘をしてはならないというふうな埋却の表示をいたします。で、大部分のウイルス並びに細菌は、この三ヵ年程度では消滅をする。なおかつ、死体の焼却、埋却時にかなり強い消毒薬を消石灰等を含めまして散布をいたしますので、三年の発掘禁止期間でその蔓延の防止は十分できるというふうに考えております。ただし、炭疽菌なり腐虫病菌といふような土壤菌的な性格のものにつきま

ましよう。まあ、埋却では心配なんじやないか、と
いうことを言っているわけなんです。焼却にすべ
くよくなつた。

○原田立君 要するに、評価額の算定が低いの
じやないか、だからもつと高くしようと、こういう
ことを言つてゐるわけなんです。高くしますとい
うふうに返事しますか、局長。

○政府委員(澤邊守君) 御趣旨の点はよくわかり
ますので、引き上げる方向で、まあ予算の問題も
ござりますので、検討いたしたいと思っておりま
す。

ふうに思ひますか。その焼却の場合、あるいは埋却の場合、これは保健所の所長の指示によるのか、あるいは所有者が自分の判断ができるのか、そこら辺はどうなんですか。

○政府委員(澤邊守君) 家畜防疫員の指示に従つて埋却または焼却をすることになつております。で、豚水胞病の場合は、先ほどお答えを漏らしましたけれども、豚水胞病のウイルスが病原体でござりますので、この場合必ずしも焼却しなくてはならぬと判断をいたしております。

なお、焼却と埋却の区分につきましては、先ほど申し上げましたように、どういう場合にはどちら

死体の焼却埋却時にかなり強い消毒薬を消石灰等を含めまして散布をいたしますので、三年の発掘禁止期間でその蔓延の防止は十分できるというふうに考えております。ただし、炭疽菌なり腐蝕病菌というふうな土壌菌的な性格のものにつきましては、非常に長い年月の発掘禁止を規定してございます。

○原田立君 課長さん、専門家のようなんだけれども、豚水胞病はビールスでかかるて、それが原因じゃないかというんだけど、それは埋却だけでも心配ないという話だけれども、本當ですか。

○説明員(山本格也君) 死体を移動させる場合、

國で負担する。そういうようなことが大事なんではないかと、こう思いますか。いかがですか。

○政府委員澤邊守君 費用負担が全額になつておらない点につきましては、これはそれぞれの措置を、埋却なり焼却等その他の措置を講じますことによりまして、自分の飼つておる家畜への伝染病を防ぐことができるということになるわけござりますので、自分の利益でもあるということ。それから家畜飼養者としてはやっぱり自分のところから病気を出したということは、それだけの責任があるというような観点から、基本的には使用者みずからが負担してもいいではないかということようござります。

それから次に、死体焼却の義務について、第二十一条の「焼却等の義務」の中に、「当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。」とあります。が、私しさうとなんどよくわからないのですが、どういうものは焼却し、どういうものは埋却するんですか、御説明願いたい。

おりませんけれども、埋却のやり方、埋却の基準とか、焼却の基準といふものはきめておりまして、たとえば埋却の場合ならば、埋却を行なう場所はどいう場所じやなきやいかぬとか、あるいは埋却の方法として何メートル以上の余地を残すようか深さじやなきやいかぬとか、そういう具体的な基準は定めて、それに従つて防疫員が指示をするとしております。

○原田立君 ピールスの場合は、これは伝染、蔓延する恐れが強いんじやないですか。豚水胞病の原因はそつだというふうに聞いてるんですけど、ども、それで、ただ埋却で心配ないんですか、局長。

搬用具等も含めてかなり厳格な消毒をいたすこと
にいたしております。それから土中への埋却の前
後、それから埋却に使いました諸道具、それから
それに従事いたしました人、これらはすべて徹底
をした消毒をすることにいたしておりますので、
現在豚水胞病のウイルスの薬剤抵抗性というふう
な問題も家畜衛生試験場で検討がされておりまし
て、どの程度の消毒薬を用いれば、これは消滅で
きるというふうな具体的な資料がございますの
で、私どもとしては、そういう指針に基づいて、
この埋却でその蔓延防止の措置は図れるというふ
うに考えております。

○原田立君　局長、余り冷たいことを言いなさくな
な。やっぱり畜産農家が、病氣になつた家畜を出
して、實際問題困るのは農家自身なんですか。
それで農家は自分が出したのだから自分の責任で
やれ、というような言い方は、それは冷たいとい
うもんですよ、局長。

それで、獣医師に対する手当とか、あるいは生
疫予防液、あるいは牛疫予防液以外の動物用生物
現状においては妥当ではないかといふに考
ます。

○政府委員(澤邊守君) 専門の担当課長からお答えさせていただきたいと思います。

○説明員(山本格也君) 焼却または埋却にはそれの方針を定めた基準がございます。たとえば埋却の場合でござりますと、死体を埋める穴は一メートル以上掘らなければいけない。それから土に土をかぶせる場合等も、その前後に消石灰を散布をする。それから一定期間、この豚の水胞病の場合でございますと、三ヵ年間はこれは発掘をしてはならないというふうな埋却の表示をいたします。で、大部分のウイルス並びに細菌は、この三ヵ年程度では消滅をする。なおかつ、死体の焼却、埋却時にかなり強い消毒薬を消石灰等を含めまして散布をいたしますので、三年の発掘禁止期間でその蔓延の防止は十分できるというふうに考えております。ただし、炭疽菌なり腐臭病菌というふうな土壤菌的な性格のものにつきましては、非常に長い年月の発掘禁止を規定してございます。

○原田立君 課長さん、専門家のようなんだけれども、豚水胞病はビールスでかかる、それが原因じゃないかというんだけど、それは埋却だけ心配ないという話だけれども、本当ですか。

○説明員(山本格也君) 死体を移動させる場合、とにかく畜舎等の消毒はまず厳正に行います。それから埋却場所へ移動をする場合の前後、これは運用具等も含めてかなり厳格な消毒をいたすことになります。それから土中への埋却の前後、それから埋却に使いました諸道具、それからそれに従事いたしました人、これらはすべて徹底をした消毒をすることにいたしておりますので、現在豚水胞病のウイルスの薬剤抵抗性というふうな問題も家畜衛生試験場で検討がされておりまして、どの程度の消毒薬を用いれば、これは消滅できるといふような具体的な資料がございますので、私どもとしては、そういう指針に基づいて、この埋却でその蔓延防止の措置は図れるというふうに考えております。

第五十九条に費用の負担が出てゐるのですが、
「家畜の死体又は物品の所有者に対し、焼却又は
埋却に要した費用の二分の一を交付する。」と。そ
れから第六十条一項三号「雇い入れた獣医師に對
する手当の二分の一」「五号「牛痘予防液以外の動
物用生物学的製剤の購入費又は製造費の二分の一
」、これを国が負担することになつておるわけであ
りますが、伝染病蔓延防止の上からも、国が幾
ら、地方自治体が幾らではなしに、やはり全額を
国で負担する、そういうよくなことが大事なんで
はないかと、こう思ひますが、いかがですか。

○政府委員(澤邊守君) 費用負担が全額になつて
おらない点につきましては、これはそれぞれの措
置を、埋却なり焼却等その他の措置を講じます
とによりまして、自分の飼つておる家畜への伝染
病蔓延防止ができるということになるわけござ
いますので、自分の利益でもあるということ。そ
れから家畜飼養者としてはやっぱり自分のところ
から病気を出したなどということは、それだけの責任
があるというような観点から、基本的には使用者
みずからが負担してもいいのではないかというよう
な考え方。ただ、それだけでは防疫措置の徹底が
期せられませんので、その適正な割合についてでは
國が負担をするという考え方でござりますので、今
額補助、全額國が負担するというようなことには
なつておらないわけでございまして、この考えが
現状においては妥当ではないかというふうに考
えます。

○原田立君 局長 余り冷たいことを言いなさく
な。やっぱり畜産農家が、病気になつた家畜を出
して、實際問題困るのは農家自身なんですか。
それで農家は自分が出したのだから自分の責任で
やれ、というような言い方は、それは冷たいとい
うもんですよ、局長。

それで、獸医師に対する手当とか、あるいは生

慮してこれは決定をしていきたないと、こういうふうに考えておるわけであります。

○原田立君 別の問題に、第二点に入りますが、過日の新聞報道によりますと、芝浦屠場における問題であります。肩のロースの肉の切り込みの問題から、出荷の大変動による価格不安定等のこともありましたやに聞いておりますが、この問題は、生産者にとっては重大な問題であり、あわせて、全国的にその影響を及ぼすことも考えれば、早急に検討し、対策を立てなければならないと思うのですが、その点はどうか。

それから、どのような改革を考え、指導をしたか。以上一点について。

○政府委員(澤邊守君) この問題につきましては、直接の所管は食品流通局の方で、中央市場行政の一環としてやっておりますので、私、聞き及んでおるところでお答えしたいと思いますけれども——食品流通局が直接指導をしておるわけでござりますが、私ども聞き及んでおりますのでお答えをしたいと思います。

○原田立君 聞き及んでいるんじやなくて、担当の局長がやりなさいよ。

○政府委員(澤邊守君) 例の御指摘ございました、首つりの問題と俗に言つておりますけれども、頭を落とします際に、肩のロースを一部分つけたまま落とすということによりまして、出荷者が非常に不利益をこうむるという問題があるわけをございます。これにつきましては、現在、芝浦の中央市場等は、屠場が併設されておるわけでございますが、実は厳密に言いますと、これは屠場の部分の問題であるわけでございます。で、東京都の職員で、屠殺関係の職員がいるわけでございますが、人手が足らなくて、内臓関係の業者が手伝いをしているわけでございます。これらの内臓関係の職員が屠殺、解体の手伝いをしておると、その際にいま言いましたような頭を落とす際に肩のロースの肉を若干くつけてはずしてしまうということと、生産者側としては非常に不信感を持つておるということで、出荷が一時的に減った

といふことがございます。その市場へ出すのが不利益だから他の市場へ回すという意味で、芝浦への出荷量が減ったわけでござります。

ところが、その後そのような人力によります解体作業を機械を入れまして、皮はぎ機械と申しますが、それを入れることによりまして、そういう応援といいますか、手伝いというような形をできるだけ少なくして、さらに作業も合理化するといふようなこととあわせまして、いまのような問題をなくしていくということにつきまして、東京都が直接の市場の開設者になつておりますので、あるいは屠場の開設者にもなつておりますので、東京都を通じて食品流通局で指導をいたしておりますところでございます。この問題につきましては、二月のたしか初めだったと思いますが、この問題によつて芝浦への出荷数も減つたわけでござりますが、現在は一応、最終的にはまだ解決にまでつておらないと思いますが、とりあえずそのような事態がなくなりまして、現在は芝浦での屠殺頭数、出荷頭数は正常に復しております。

○原田立君 皮はぎ機を入れてそれで、そんなことがないようにするというような結論ですね。それが改革であり指導ですね。それじゃそういうふうに理解しましよう。

それから、豚肉の建値というのはどのようにして決定するのか。伝え聞くところによると、東京

食肉市場を中心、大阪、名古屋、福岡等では、

当日の荷動き等を参考に決めているやに聞いてお

りますけれども、それでいいのかどうか。また、

その日その日の荷動きで価格の決定を行つことに

なると、非常に不安定なものであり、当然東京の価格が全国に波及することになるので、東京食肉

市場の機構改革等いろいろな点について十分検討

する必要があると思うんです。皮はぎ機をひとりただ入れただけでは済まされない問題があると思

うんですし、なお、それにあなたちょっと触れたけれども、手伝い人の手当金支給についての改善、これなんかはどうなるんですか。

○政府委員(澤邊守君) まず終わりの方から申し

上げますけれども、手伝い人の手当金の問題でござりますが、これは先ほど申しましたように、内臓関係の業者が手伝いをするということで、一種の謝礼金といいますか、報償金というようなことはつきりした手当というものになつておらないわけでございますが、これをつきりした対価というものに改めると、うることも、ただいま御指摘のございました首つり問題の解決にも資するといふことで、先ほど言いました機械の導入とあわせてそのような点についても東京都を通じて指導をしておるところでございます。

次に、価格形成のやり方でござりますが、これは中央市場法によりまして規制をされておりますので、いわゆる競り売りによりまして公開競争のもとに価格形成が行われております。もちろんその日の入荷状況によって価格の値のつけ方が変わるものでございまし、さらに将来、上がるかどうか下がるかどうかといったような疑惑もいろいろもちろん入ると思いますが、価格形成は自由に公開に取引されるということが市場法の原則でございまして、国なり行政機関が原則としては介入しないということで毎日価格形成が行われているわけでございます。豚、牛肉も同じでございますけれども、東京と大阪が全国の二大中央市場になつておりますので、それとの一定の格差を見なが

る——他の市場が影響を受けながら、格差を考えながら市場形成が行われるというのとは通常見られるところでございまし、さらに他の中央市場なり地方市場に限らず、産地におきます取引につきましても東京なりあるいは大阪の何円引きといふようなことで価格がつくられておるということは慣行として一般に行われているところでございまます。東京、大阪は大消費地でございまし、大量的供給と需要がそこでぶつかりまして、需給の実勢を最も的確に反映をする、そこで形成された価格が日本全国の代表的な指標になるというこ

とは、ある意味では当然なことではないかといふうに考えます。

○原田立君 だから、当然であるからこそ東京食肉市場について御質問なりましたけれども、四十六年まで申しますが、先ほど神沢先生が四十六年の附帯決議について御質問なりましたけれども、四十六年ですから、もう四年も前に決めた附帯決議でありますか、先ほどの説明ではどうも納得がいかない。第三項目の「殺処分手当金の最高限度額は実勢価格の推移に即応して適正なものとすること」と、こうあつたのを、現在まだ検討中でございますなんというふうな話だつたけれども、四年もかかつてまだ検討しているのかと、こう言いたくな

律案

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律

農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第
四十八号)の一部を次のよう改訂する。

附則第二項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭
和五十三年三月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費
の課税の特例による法人税及び登録免許税の減免額は、今後の合併の推移によるが、過去の実績をもとに推計すると一合併組合当たりの減免額は約三百十三万円である。

農林水産委員会議録第三号中正誤	
一 二 三 四	段行 三 九 三 九
九 八 下足 海庭	内山 一郎君 山内 一郎君
六 七 八 九	これに これの

第四号中正誤	
一 二 三 四	段行 三 九 三 九
九 八 下足 海庭	内山 一郎君 山内 一郎君
六 七 八 九	これに これの
一 二 三 四	たん白質 たん白質

第五号中正誤	
一 二 三 四	段行 三 九 三 九
九 八 下足 海庭	内山 一郎君 山内 一郎君
六 七 八 九	これに これの
一 二 三 四	たん白質 たん白質